

3. 氏名変更

入居名義人が婚姻その他により姓を変更した場合は、市長が指示する書類を添付して「氏名変更届」を提出する。

4. 入居の承継

市営住宅の使用をする権利の譲渡や転貸は、禁止されています。入居者（使用名義人）が死亡し、または転出したときは、入居の承継の手続をする必要があります。承継できる人は同居承認を受けていた同居者に限定され、かつ以下の事項に該当する場合のみ、承継承認することができます。

- (1) 承継を申請する方が、同居の承認を得てから1年以上経過している
- (2) 家賃滞納が3ヶ月以上ないこと
- (3) 高額所得者に該当しないこと
- (4) 暴力団員でない
- (5) その他条例違反がないこと（例：違法な増改築、迷惑行為）
- (6) 承継できるのは原則、配偶者のみ
- (7) ただし、前契約者に配偶者がいない場合、次のいずれかに該当すれば承継可能です。

(ア) 申請する人が60歳以上で、同居者全員が60歳以上または18歳未満

(イ) 世帯に次に該当する障害をお持ちの方がいる

- ① 身体障害者手帳1～4級
- ② 精神障害者保健福祉手帳1～3級
- ③ 療育手帳

(ウ) 母（父）子家庭

(エ) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯



5. 連帯保証人の変更

入居の際に、1名の連帯保証人を選んでもらっていますが、この連帯保証人は、市営住宅の使用関係から生じた入居者の松山市に対する債務を全て保証してもらいます。連帯保証人の破産、成年被後見人又は被保佐人の宣告、死亡の場合は新しい連帯保証人を選んで下さい。